

# 日本建築家協会・関東甲信越支部・建築交流部会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本部会は、社団法人日本建築家協会・関東甲信越支部に所属する部会であり、日本建築家協会・関東甲信越支部・建築交流部会（本会則において、「本部会」という。）と称し、略称を「家協会建築交流部会」とする。

### 第2条（構成）

本部会は、社団法人日本建築家協会・関東甲信越支部の正会員及び賛助会員をもって構成する。

### 第3条（部会本部及び事務局、分会）

部会本部は、東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA館 社団法人日本建築家協会・関東甲信越支部内に置き、適当な場所に事務局、分会を置くことができる。

### 第4条（目的）

本会は、建築を通じて建築家協会内外の相互交流を図ることにより、社会における建築家の職能についての理解を高めることを目的とする。

### 第5条（事業）

本部会は、前条の目的を達成するため、第10条に定める総会・部会の決議により必要と認められた事業を行うことができる。

## 第2章 部会員

### 第6条（部会員）

1. 本部会の部会員は、第2条に該当する者本人が希望し、第10条で定める総会・部会での承認を得られた者とする。
2. 部会を退会した者は、第10条で定める総会・部会での承認の上、歴代部会員を称することができる。
3. 第10条に定める総会・部会の決議により参与会員（部会員ではないが、部会活動にご協力をいただいた日本建築家協会会員）を設定することができる。

### 第7条（移動の連絡）

本部会の部会員は身分、職業、住所、連絡先等に移動あるときはその都度本会に報告するものとし、部会役員は、適時に部会員移動の確認を行う。

## 第3章 役員

### 第8条（役員の構成）

本部会の役員（部会員互選）は次の通りとする。

- ・ 部会長 1名
- ・ 副部会長 若干名
- ・ 会計 1名（他の役員を兼ねることが出来る。）
- ・ 会計監査 2名以内（他の役員を兼ねることが出来ない。）

上記の役員の他に、必要に応じて相談役（役員経験者）を、若干名置くことができる。

### 第9条（役員の任期）

1. 役員の任期は1期2年とし、再選を妨げない。但し、原則として2期4年を限度とする。
2. 前項の任期途中で役員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 総会及び部会

### 第10条（総会・部会の招集）

1. 部会長は原則として、1年に1回全部会員による総会を招集し、予算・決算の承認を得る。
2. 部会長は原則として、1ヵ月に1回部会員による会議を招集し（これを定例部会という）活動の審議をする。但し、必要と認められた場合は部会員による会議を臨時に招集することができる（これを臨時部会という）。定例部会と臨時部会を総称して、部会という。

### 第11条（総会・部会の議決）

1. 総会・部会による承認・決議のための議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、本会則の改変等、部会員に重大な影響を及ぼすと思われる事項については総会において出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。
2. 総会・部会の議決は、電子メール・ファックス・郵便等の通信によって行うことができる。

### 第12条（総会・部会の議長）

総会・部会の議長は部会長とし、部会長が欠席の場合は、副部会長がこれを代行する。部会長及び副部会長がともに欠席の場合は、出席者の互選により議長を選任する。

### 第13条（報告）

総会・部会において審議した事項はこれを全部会員に報告しなければならない。

## 第5章 会計

### 第14条（経費）

1. 本部会の経費は、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
2. 総会において決議された金額を日本建築家協会関東甲信越支部に納めることができる。

### 第15条（会計年度）

本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 附則

### 第16条

本会則に規定しない事項は総会・部会の決議を以てこれを定めることができる。

### 第17条

本会則の施行について、必要ある時は総会・部会の決議を経て別に細則を定めることができる。

### 第18条

本会則は平成17年11月24日に制定し、平成17年11月24日より発効する。